

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 4)適切でない耐用年数の適用 市道久谷 184 号線舗装(資産番号 00192529)の耐用年数が 100 年と適切でない耐用年数が設定されている。この点あり得ない耐用年数が設定されていないか(例:耐用年数が最大で 10 年の舗装に 11 年以上の耐用年数が適用されていないか)、勘定科目ごとに概括的な検証を行う必要がある。	勘定科目に応じた耐用年数に改めるとともに、固定資産台帳の作成作業において、耐用年数の設定についてはチェック事項とした。 令和 5 年度の作業では、適切な耐用年数が設定されているかチェックを実施した上で、台帳を公表した。 今回の指摘を踏まえ、今後は適切な台帳管理を徹底する。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
9. 道路維持管理に関する路面性状調査(MMS 計測)の評価及びあり方の検討 松山市道路施設維持管理計画において、道路舗装の路面については、概ね5年に1回の頻度で定期点検を路面性状調査(MMS 計測)で行うとされている。日常的な点検は、道路パトロールで実施しているが、路面性状調査(MMS 計測)は、平成 24 年度の実施が最後となっているため、調査結果の評価検証が行われていない。 MMS 計測は、点検とともに記録を残せる手段として有効である。また、取得した画像やレーザデータは、施設有無の確認、土地利用の変化、施設台帳の整理等にも活用でき、道路パトロールの補完資料として道路管理者の目線で再確認できる良さもある。 このため、道路施設の点検は、現状の道路パトロールに加え、MMS 計測や近接目視点検等を組み合わせた日常点検、定期点検を行うことが合理的である。 以上を踏まえ、路面性状調査(MMS 計測)の調査結果の評価を実施するとともに、計画していた定期点検の頻度が過剰な場合には計画の見直しを、点検不足による安全面に懸念がある場合には、可能な限り速やかに定期点検を実施するなど、定期点検のあり方を検討することが必要である。	松山市道路施設維持管理計画策定当時、MMS 計測は最新の測量技術であり、道路パトロールの補完資料として、レーザースキャナ装置で取得した3次元点群データや全方位カメラで撮影した画像データを活用して、路面性状調査以外の道路附属物の点検も合わせて行う計画であった。 しかし、道路附属物の点検において、点群データや画像データだけでは施設の健全性を判断できない部分が多く、職員による近接目視や実際に触れてみての確認が重要であるため、技術面において従来の点検手法を採用する方が有利であると判断した。 なお、維持管理計画策定のための路面状況の把握は、MMS 測定による広範囲のデータ収集までは必要とせず、路面性状測定車で路面状況(ひび割れ、わだち掘れ、平坦性)に特化して測定することが、現状では最も費用対効果が高い。 そこで R6 年度の計画更新では、路面性状測定車を利用して路面の状況(ひび割れ、わだち掘れ、平坦性)を測定し、舗装修繕の優先度の評価を行い、計画を更新した。 今後は、既存計画で掲げる施策や取組事項を評価し、次期計画に適宜、反映させていく。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
10. 舗装修繕計画の短期5ヶ年計画の見直し漏れ 松山市道路施設維持管理計画は平成 28 年度から令和7年度の 10 年間を計画対象としている。そのうち幹線道路等計画的な維持管理を行う道路の舗装については、期間を2つに分け、まずは平成 28 年度から令和2年度までの短期5ヵ年計画を策定・遂行し、令和2年度に評価・見直しを行った上で、令和3年度から令和7年度までの短期5ヵ年計画を策定することとなっている。 担当課とのヒアリングにおいて、令和2年度末における短期5ヵ年計画の達成率は約 40%との回答を得た。また、短期5ヵ年計画を閲覧した結果、令和3年度末の達成率は 68%であった。担当課によれば、達成率 100%になるには、あと2～3年要する見込みである。 また、工事が当初予定の5ヵ年で完成していない理由として、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難になったとの説明を受けた。 以上の背景を理解しつつも、本来令和2年度において実施されるべき短期5ヵ年計画の評価・見直しが実施されなかったのは事実である。計画達成率約 40%という状況を鑑みれば、このまま計画通りに進行することは極めて困難なことは明白であり、その時点で計画の大幅な見直しを行うべきであった。 従って、現在進行している短期5ヵ年計画について早急に評価・見直しを行い、計画の修正あるいは新たな計画の策定を行うことが必要である。	松山市道路施設維持管理計画における、平成 2 8 年度から令和 2 年度までの短期 5 ヶ年計画の進捗について、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難な状態であった。 そのため短期計画期間の期日を過ぎても、引続き計画に基づき修繕を進めていたが、令和 5 年度末での進捗率は 8 7 %で、当初計画していた優先度の高い補修箇所の修繕も概ね完了したことから、令和 6 年度に新しく短期 5 ヶ年の舗装修繕計画を策定した。 令和 7 年度からは、この短期 5 ヶ年計画に基づき計画的に舗装修繕を進めていくとともに、今後は、計画路線の修繕状況や緊急的に修繕を実施した路線など、事業進捗を踏まえながら、計画期間に基づき計画の策定を行っていく。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
11. 法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の点検維持管理計画、維持管理計画の策定漏れ 松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明については、平成28年度～令和2年度を期間とする点検維持管理計画、令和3年度～令和7年度を期間とする維持管理計画を策定するとある。しかし、実際にはこれらの計画は策定されていない。 担当課からのヒアリングによれば、道路標識および道路照明については、点検を行っているが計画は策定していない。法面、盛土、擁壁の維持管理は日常パトロールによる事後保全で対応しているのが現状であるとのことである。 松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明についての計画を策定するとある以上、計画策定の必要性及び計画と実務の乖離について再検討を行うことが求められる。	法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の計画策定について、松山市道路施設維持管理計画策定時(平成28年当時)は、前述の道路附属物に対してもMMSの点群データ等を活用して点検、維持管理を行う計画を策定することとしていた。 しかし実際の点検維持管理では点群データだけでなく、職員の近接目視による確認が必要であり、実際の維持管理実務と計画の必要性に乖離が発生し、点検維持管理計画が策定されていなかった。 そこで令和6年度に、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明について、実際の点検維持管理業務の実状に応じ、対象施設や頻度・時期等を定め、松山市道路施設維持管理計画の項目として位置付けた。